

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども・子育て支援法関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壬生町は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支給事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

壬生町長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	・保育園の児童入退所に関すること。 ・保育料に関すること。 ・施設・事業者の認可・確認に関すること。 ・幼稚園・保育園入園希望者の支給認定に関すること。 ・施設・事業者への給付費の審査・支払に関すること。 ・国システムへのデータ提携に関すること。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定申請書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表 第127項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、子ども・子育て支援法関連事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	子ども子育て支援システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。 これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月10日	5. 評価実施機関における担当部署	町民生部 こども未来課長 倉井利一	町民生部 こども未来課長 大橋 肇	事後	
平成29年8月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務の業務の概要	・保育園の児童入退所に関すること。 ・保育料に関すること。	・保育園の児童入退所に関すること。 ・保育料に関すること。	事後	
平成29年8月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務	子ども・子育て支援システム	子ども・子育て支援システム サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	こども未来課長 大橋 肇	こども未来課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク管理	—	新様式変更により追加	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
平成31年4月1日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月16日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月16日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年3月15日	1－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施する	事後	
令和3年3月15日	5. 評価実施機関における担当部署	町民生部 こども未来課 こども未来課長	民生部 こども未来課 課長	事後	
令和3年3月15日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年3月15日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年7月21日	Ⅰ. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号及び別表第二	番号法第19条8号及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う修正
令和4年8月19日	5. 評価実施機関における担当部署	民生部 こども未来課	住民福祉部 こども未来課	事後	
令和4年8月19日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	住所：栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号	住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和4年8月19日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	住所：栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号	住所：栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和4年8月19日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和4年8月19日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和5年11月16日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和5年11月16日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	Ⅰ. 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第94項	番号法第9条第1項、別表 第127項	事後	令和6年12月2日施行の番号法改正に伴う修正
令和7年3月24日	Ⅰ. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 第116項	【情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106の項	事後	令和6年12月2日施行の番号法改正に伴う修正
令和7年3月24日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	Ⅳ－8人為的ミスの発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	新様式変更により追加
令和7年3月24日	Ⅳ－8判断の根拠	—	マイナナンバー利用事務におけるマイナナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、子ども・子育て支援法関連事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事後	新様式変更により追加
令和7年3月24日	Ⅳ－11最も優先度が高いとされる対策	—	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	新様式変更により追加
令和7年3月24日	Ⅳ－11当該対策は十分か	—	十分である	事後	新様式変更により追加
令和7年3月24日	Ⅳ－11判断の根拠	—	子ども子育て支援システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。 これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式変更により追加